

特殊の装置を用いる駐車施設（機械式駐車場）を設ける場合の留意事項
 ～車いす利用者に配慮した駐車施設について～

「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」（以下「条例」）第九条第三項、「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則」第五条に特殊の装置を用いる駐車施設（機械式駐車場）について定めがあります。

この機械式駐車場の運用については、これまで明確にしておりませんでした。条例の趣旨に沿い、今後は、車いす利用者のための駐車施設を平面駐車場に確保できる場合には、利用者が乗降しやすい平面に設けることを原則とします。平面に設けることができない場合には、公益社団法人立体駐車場工業会認定の、車いす利用者が利用できる特殊装置の設置について検討してください。

